山梨県教育振興基本計画(仮称)策定の基本的な考え方

1. 計画の根拠

教育基本法第17条第2項(※)の規定に基づく、本県教育振興の基本計画

- 2. 計画期間 平成31年度から5年間
- 3.計画策定の考え方

国の「第3期教育振興基本計画」(第3期教育振興基本計画について(中教審答申))を参 **酌し、県政運営の基本方針である「ダイナミックやまなし総合計画」及び教育大綱を踏まえ** るとともに、山梨県教育振興基本計画策定委員会より意見を聴取し策定する。

(※) 教育基本法(平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号)

(教育振興基本計画)

- 第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振 興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本 的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における 教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

4. 設置要綱

山梨県教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する計画(以 下「基本計画」という。)を新たに策定するにあたり、基本計画の策定内容に専門的、総合的な見地からの意見を反映させるため、山梨県教育振興基本計画策定委員会(以下「委 員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次の事項を所掌する。
- (1) 基本計画の策定内容の検討に関する事項
- (2) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員は、教育関係者及び教育等に関する有識者のうちから、山梨県教育委員会教育長 が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

 - 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときにはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(関係者の出席要請等)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、関係者に対して会議への出席を要請し、意見を聴くことができる。

(事務局及び庶務)

- 第8条 委員会の事務局は、教育委員会事務局及び関係課において行う。
 - 委員会の庶務は、山梨県教育庁総務課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月12日から施行する。